

株主各位

(証券コード：9765)

平成30年8月7日

東京都目黒区青葉台四丁目4番12-101号

株式会社 **オオバ**
代表取締役社長 執行役員 **辻本 茂**
C E O

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年8月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成 30 年 8 月 28 日（火曜日） 午前10時 なお、受付開始時刻は午前8時30分を予定しております。
2 場 所	東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム
3 目的事項	報告事項 1. 第84期（平成29年6月1日から平成30年5月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第84期（平成29年6月1日から平成30年5月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.k-ohba.co.jp>）に掲載させていただきます。

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界経済の穏やかな回復基調の下、日銀の金融緩和や財政政策による景気の下支えにより、雇用・所得環境の改善が進み、緩やかな回復基調が続きました。

建設コンサルタント業界においても、防災・減災、老朽化した社会インフラの維持・管理、国土強靱化への対応など、公共投資が堅調に推移する中、受注環境はおおむね好調を維持しました。

このような状況の中、当社グループでは、「まちづくり業務」の豊富な経験と実績を活かし、「まちづくりのソリューション企業」として、国土強靱化や防災・減災など「安全と安心なまちづくり」、都市再生・地方創生業務、公共施設マネジメント業務、東京オリンピック・パラリンピック関連業務、まちづくり事業をパッケージで支援する事業推進サポート業務などを重点分野と位置づけ、積極的な営業活動を展開してまいりました。

東日本大震災の復興関連業務では、宮城県石巻・女川地区の復興支援の完遂に努めるとともに、福島県の復興支援を行いました。発災直後から担当している熊本地震や九州北部豪雨で被災した地域の復興支援にも、取り組んでいます。

さらに、区画整理事業での当社のコンサルタントとしての経験・知見や保留地の処分能力を活かして、調査設計業務に加え業務代行者としての参画を企図し、デベロッパー業務や生産緑地対策など「まちづくり業務」の収益性の向上を図るとともに、土木管財業務、個人向け相続・不動産コンサル事業、PM/CM・PFI事業、システム開発など、「まちづくり業務」の高付加価値提案型サービスの展開により、事業領域を拡大してまいりました。

当連結会計年度の概況は以下のとおりであります。

官庁受注及び民間受注がともに順調に推移したことにより、受注高につきましては16,918百万円（前期は15,092百万円）となり、手持受注残高は9,796百万円（前期は8,964百万円）を確保することができました。

売上高につきましては、青葉台四丁目所在土地の販売2,050百万円を含め、16,086百万円（前期は15,542百万円）となりました。

営業利益は1,073百万円（前期は1,045百万円）、経常利益は1,120百万円（前期は1,097百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は744百万円（前期は702百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は自己資金にて賄い、主なものは情報機器等であります。

③ 資金調達の状況

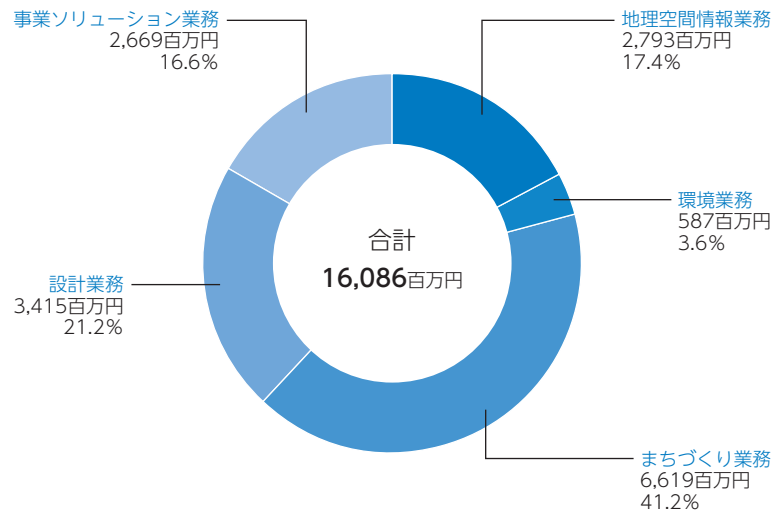
当連結会計年度末の債務残高は、658百万円（前期は1,291百万円）となりました。

資金調達について特筆すべき事項はありません。

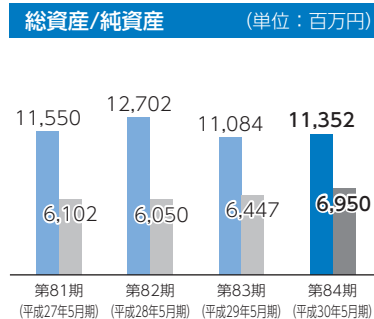
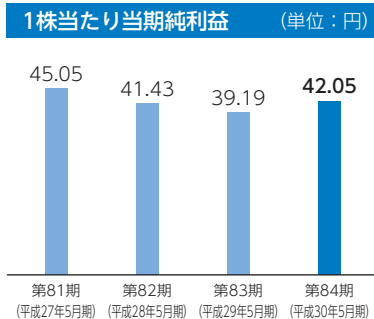
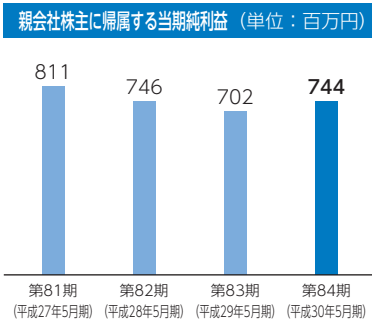
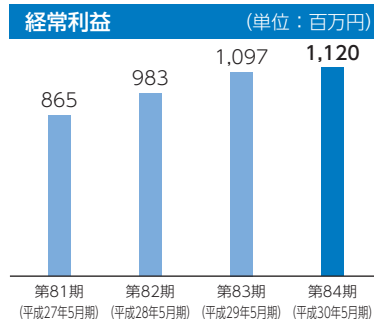
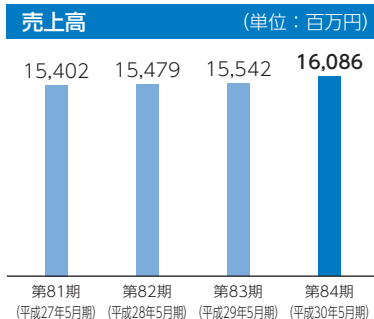
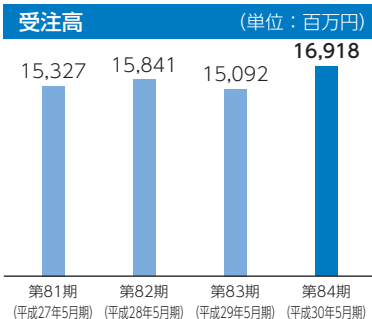
前期比較

	第83期 (平成29年5月期)	第84期 (平成30年5月期)	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	15,542	16,086	544 増	3.5% 増
営業利益	1,045	1,073	28 増	2.7% 増
経常利益	1,097	1,120	23 増	2.1% 増
親会社株主に帰属する当期純利益	702	744	42 増	6.0% 増

業務区分別売上高構成比



(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第81期 (平成27年5月期)	第82期 (平成28年5月期)	第83期 (平成29年5月期)	第84期 (当連結会計年度) (平成30年5月期)
受注高	(百万円)	15,327	15,841	15,092	16,918
売上高	(百万円)	15,402	15,479	15,542	16,086
経常利益	(百万円)	865	983	1,097	1,120
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	811	746	702	744
1株当たり当期純利益	(円)	45.05	41.43	39.19	42.05
総資産	(百万円)	11,550	12,702	11,084	11,352
純資産	(百万円)	6,102	6,050	6,447	6,950

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
近畿都市整備株式会社	50,000千円	100.0%	土木建築工事関連の設計
日本都市整備株式会社	96,000千円	100.0%	土木建築工事関連の設計
大場城市環境設計咨询（瀋陽）有限公司 (注) 1.	22.7万US\$	100.0%	都市企画、景観環境企画、建築、土木等の設計コンサルタント
東北都市整備株式会社 (注) 2.	30,000千円	100.0%	土木建築工事関連の設計

- (注) 1. 当社は、平成30年4月12日開催の取締役会において、当社の連結子会社である大場城市環境設計咨询（瀋陽）有限公司を解散することを決定しました。
2. 東北都市整備株式会社は、持株比率中16.7%は日本都市整備株式会社を通じて間接所有しております。
3. 当社の連結子会社であった株式会社おおぞみファームは、平成29年9月15日に清算結了いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの技術力を基盤として、次の3点を当面の課題に掲げ、業績の向上ならびに社業の発展に努めてまいります。

① 技術力の強化

当社グループの持続的・安定的な成長を実現していくためには、技術力の強化が必要です。新卒採用の継続や、専門的知識・経験・資格を有する技術者の採用により、人材を確保するとともに、社員一人ひとりの人材育成に取り組んでまいります。そうした中で、上下水道、河川・砂防、道路、鋼構造、土質及び基礎等はじめ技術者のレベルアップを図り、当社全体の技術力の一層の強化を推進してまいります。

② 収益性の向上

当社グループの強みである区画整理事業での経験・知見や保留地の処分能力を活かして、調査設計業務に加え、優良案件については、当社自ら業務代行者として参画することで、デベロッパー事業や生産緑地対策など「まちづくり業務」の収益性の一層の向上を図ってまいります。

③ 事業領域の拡大

当社グループは、既存事業領域の成長とともに、幅広いニーズに対応するための同業他社等との提携・協業、M&Aの強化や、土木管財業務、個人向けコンサル事業などの高付加価値提案型サービスの展開等により、事業領域の拡大を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成30年5月31日現在)

当社グループは下表記載の登録・免許に基づき、都市計画、土木設計、土地区画整理及び測量等を業務の内容とする建設コンサルタント事業を主軸とし、付随する不動産事業を併営しております。

事業の区分	登録・免許の種類	
建設コンサルタント事業	建設コンサルタント登録	(国土交通大臣登録)
	測量業者登録	(国土交通大臣登録)
	地質調査業者登録	(国土交通大臣登録)
	補償コンサルタント登録	(国土交通大臣登録)
	一級建築士事務所登録	(東京都、大阪府、愛知県、宮城県、広島県、福岡県各知事登録)
	土壌汚染指定調査機関	(環境大臣指定)
	計量証明事業所	(東京都知事登録)
不動産事業	宅地建物取引業者免許	(国土交通大臣登録)
	特定建設業	(東京都知事許可)

(6) 主要な事業所（平成30年5月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本社	東京都目黒区青葉台四丁目4番12-101号	
支店・事業部	東京支店（東京都） 大阪支店（大阪市） 九州支店（福岡市） 横浜支店（横浜市） 千葉支店（千葉市） 沖縄支店（那覇市） 事業ソリューション部（東京都）	名古屋支店（名古屋市） 東北支店（仙台市） 広島支店（広島市） 北関東支店（さいたま市） 東北・北支店（盛岡市） 福島支店（福島市） システム開発事業部（東京都）
営業所	秋田営業所（秋田市） 川崎営業所（川崎市） 群馬営業所（高崎市） 山梨営業所（甲府市） 浜松営業所（浜松市） 岐阜営業所（岐阜市） 和歌山営業所（和歌山市） 滋賀営業所（近江八幡市） 神戸営業所（神戸市） 山口営業所（山口市） 愛媛営業所（西条市） 長崎営業所（長崎市） 熊本営業所（熊本市）	茨城営業所（水戸市） 相模原営業所（相模原市） 栃木営業所（宇都宮市） 静岡営業所（静岡市） 豊田営業所（豊田市） 三重営業所（津市） 奈良営業所（奈良市） 京都営業所（京都市） 岡山営業所（岡山市） 四国営業所（高松市） 佐賀営業所（唐津市） 大分営業所（大分市） 鹿児島営業所（鹿児島市）

② 子会社

近畿都市整備株式会社	京都府京都市
日本都市整備株式会社	神奈川県横浜市
大場城市環境設計咨询（瀋陽）有限公司	中国遼寧省瀋陽市瀋河区
東北都市整備株式会社	宮城県石巻市

(7) 使用人の状況 (平成30年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

業務の区分等	使用人数	前連結会計年度末比増減
地理空間情報業務部門	101名	7名増
環境業務部門	18名	5名減
まちづくり業務部門	198名	2名減
設計業務部門	99名	6名増
事業ソリューション業務部門	10名	1名減
販売・管理業務部門	95名	8名減
合 計	521名	3名減

(注) 使用人数は就業員数であり、役員、執行役員、顧問及び契約社員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
471名	5名減	43.5歳	16.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、役員、執行役員、顧問及び契約社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年5月31日現在)

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	312百万円
株式会社みずほ銀行	260百万円
株式会社千葉銀行	25百万円
株式会社横浜銀行	21百万円
株式会社北陸銀行	20百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、アジア航測株式会社、相鉄ホールディングス株式会社、東電タウンプランニング株式会社及び大株主であるパシフィックコンサルタンツグループ株式会社等の企業と業務提携を行っております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年5月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 59,246,000株
- ② 発行済株式の総数 18,602,741株
(自己株式1,063,872株を含む)
- ③ 株主数 10,767名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社みずほ銀行	762,162株	4.35%
三井住友信託銀行株式会社	762,000株	4.34%
三井不動産株式会社	727,050株	4.15%
パシフィックコンサルタンツグループ株式会社	628,000株	3.58%
大場 重憲	464,200株	2.65%
大場 明憲	452,600株	2.58%
オオバ取引先持株会	430,725株	2.46%
日本生命保険相互会社	349,444株	1.99%
第一生命保険株式会社	346,000株	1.97%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	308,800株	1.76%

（注）当社は、自己株式1,063,872株を所有しておりますが、上記には記載しておりません。

持株比率においても、自己株式数を除いて記載しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(平成30年5月31日現在)

平成23年8月25日開催の定時株主総会決議による新株予約権

イ. (株式会社オオバ2011年度新株予約権) 平成23年9月8日取締役会決議

- ・ 新株予約権の数
11個
- ・ 新株予約権の目的である株式の数
11,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
- ・ 新株予約権の払込金額
1個当たり82,000円
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の額
1個当たり1,000円 (1株当たり1円)
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
平成23年9月9日から平成53年9月8日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
 - a. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - b. 新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。
 - c. その他の行使の条件は、「株式会社オオバ2011年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	11個	11,000株	1名

□. (株式会社オオバ2012年度新株予約権) 平成24年9月11日取締役会決議

- ・ 新株予約権の数
8個
- ・ 新株予約権の目的である株式の数
8,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
- ・ 新株予約権の払込金額
1個当たり131,000円
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の額
1個当たり1,000円 (1株当たり1円)
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
平成24年9月14日から平成54年9月13日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
 - a. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - b. 新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。
 - c. その他の行使の条件は、「株式会社オオバ2012年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	8個	8,000株	1名

ハ. (株式会社オオバ2013年度新株予約権) 平成25年9月10日取締役会決議

- ・ 新株予約権の数
44個
- ・ 新株予約権の目的である株式の数
44,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
- ・ 新株予約権の払込金額
1個当たり172,000円
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の額
1個当たり1,000円 (1株当たり1円)
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
平成25年9月13日から平成55年9月12日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
 - a. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - b. 新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。
 - c. その他の行使の条件は、「株式会社オオバ2013年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	44個	44,000株	2名

二. (株式会社オオバ2014年度新株予約権) 平成26年9月9日取締役会決議

- ・新株予約権の数
52個
- ・新株予約権の目的である株式の数
52,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり314,000円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の額
1個当たり1,000円 (1株当たり1円)
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成26年9月12日から平成56年9月11日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - a. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - b. 新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。
 - c. その他の行使の条件は、「株式会社オオバ2014年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	49個	49,000株	2名
社外取締役	3個	3,000株	1名

ホ. (株式会社オオバ2015年度新株予約権) 平成27年9月8日取締役会決議

- ・ 新株予約権の数
33個
- ・ 新株予約権の目的である株式の数
33,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
- ・ 新株予約権の払込金額
1個当たり471,000円
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の額
1個当たり1,000円 (1株当たり1円)
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
平成27年9月11日から平成57年9月10日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
 - a. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - b. 新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。
 - c. その他の行使の条件は、「株式会社オオバ2015年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	31個	31,000株	2名
社外取締役	2個	2,000株	1名

へ。(株式会社オオバ2016年度新株予約権) 平成28年9月8日取締役会決議

- ・新株予約権の数
65個
- ・新株予約権の目的である株式の数
65,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり332,000円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の額
1個当たり1,000円 (1株当たり1円)
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成28年9月12日から平成58年9月11日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - a. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - b. 新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。
 - c. その他の行使の条件は、「株式会社オオバ2016年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	62個	62,000株	4名
社外取締役	3個	3,000株	1名

ト。(株式会社オオバ2017年度新株予約権) 平成29年9月14日取締役会決議

- ・新株予約権の数
80個
- ・新株予約権の目的である株式の数
80,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり434,000円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の額
1個当たり1,000円 (1株当たり1円)
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成29年9月14日から平成59年9月13日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - a. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - b. 新株予約権者は、株式会社オオバの取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。
 - c. その他の行使の条件は、「株式会社オオバ2017年度新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	77個	77,000株	4名
社外取締役	3個	3,000株	1名

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当する事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年5月31日現在）

会社における地位及び担当または重要な兼職の状況		氏名
代表取締役社長執行役員 (CEO)	経営全般	辻 本 茂
専務取締役執行役員 (CCEO)	技術本部長 兼 システム開発事業部長	松 田 秀 夫
常務取締役執行役員 (CFO)	総務・人事・財務経理・コンプライアンス担当、IT統括、子会社管掌 兼 企画本部長 兼 大場城市環境設計咨询（瀋陽）有限公司監事	西 垣 淳
取締役執行役員	営業本部長 兼 営業本部国際業務室長 兼 日本都市整備(株)取締役会長 兼 大場城市環境設計咨询（瀋陽）有限公司 代表清算人	清 水 雄
取締役	弁護士法人 杉井法律事務所 弁護士 兼 徳倉建設(株) 社外取締役	南 木 通
取締役	三井不動産(株) 開発企画部長 兼 豊洲プロジェクト推進部長 (常勤)	山 川 秀 明
監査役	兼 日本都市整備(株)監査役 兼 東北都市整備(株)監査役 兼 近畿都市整備(株)監査役	高 橋 正 仁
監査役	クロスプラス(株) 社外監査役	川 合 正
監査役	伊禮綜合法律事務所 弁護士	伊 禮 竜 之 助

- (注) 1. 取締役南木通、山川秀明の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役川合正、伊禮竜之助の各氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、南木通、山川秀明、伊禮竜之助の各氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	111,620千円 (17,502千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	29,550千円 (14,100千円)
合 計	11名	141,170千円

(注) 1. 上記の報酬等の総額には、ストック・オプション報酬として割当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。

・取締役5名 34,720千円

2. 上記の報酬等の総額には、平成29年8月24日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 取締役の報酬限度額は、平成26年8月28日開催の第80回定時株主総会において年額27,000万円以内（うち社外取締役2,000万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

5. 監査役の報酬限度額は、平成20年8月28日開催の第74回定時株主総会において年額4,800万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役南木 通氏は、弁護士法人杉井法律事務所において弁護士として勤務されており、徳倉建設(株)の社外取締役であります。なお、当社と同事務所及び同社との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役山川秀明氏は、三井不動産(株)の開発企画部長 兼 豊洲プロジェクト推進部長であります。なお、同社は当社の株式を4.15%保有する株主かつ取引先であります。また、同社に対する売上高は、当社の当期連結売上高の0.78%です。
- ・監査役川合 正氏は、クロスプラス(株)の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役伊禮竜之助氏は、伊禮綜合法律事務所において弁護士として勤務しております。なお、当社と同事務所との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 南 木 通	13回	100%	—	—
取締役 山 川 秀 明	10回	100%	—	—
監査役 川 合 正	13回	100%	14回	100%
監査役 伊 禮 竜之助	13回	100%	14回	100%

（注）山川秀明氏の出席率につきましては、平成29年8月24日開催の第83回定時株主総会における取締役就任後の開催数（取締役会10回）をもとに計算しております。

取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役南木 通氏は、弁護士であり、知識や経験を活かし議案等について様々な提言を行っております。
- ・取締役山川秀明氏は、知識や経験を活かし議案等について様々な提言を行っております。
- ・監査役川合 正氏は、金融機関における豊富な経験と幅広い見識及び経営に関与された経験を活かし必要に応じて意見を述べております。
- ・監査役伊禮竜之助氏は、弁護士であり、知識や経験を活かし必要に応じて意見を述べております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 P w Cあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬額について、監査役会は公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況ならびに報酬等の見積の算出根拠などを確認し検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があった場合等には、会社法第340条第1項の規定により、監査役全員の同意を得たうえで、会計監査人を解任する方針であります。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を、株主総会に付議いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社及び当社子会社の全ての役職員は、「役職員行動規範」及び「コンプライアンス規程」に従い、法令及び定款を遵守し、高い倫理観を堅持して適正に業務遂行にあたる。
- ii. 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、法令義務違反が発生した場合または発生するおそれのある場合は厳正な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、その問題点及び責任の所在を明確にしたうえで、適切な処理方法の選択に努めるとともに、再発防止を図る。
- iii. 当社は、内部通報制度を整備し、全ての役職員の職務執行における法令義務違反について早期発見と是正を図る。
- iv. 取締役会は、その決議をもって、法令や定款に定める事項、業務執行の意思決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督する。
- v. 監査役は、取締役会への出席や監査役監査により取締役の職務執行を監督し、法令や定款に違反する事態を防止するよう努める。
- vi. 内部統制室は、「内部監査規程」に基づき内部監査を適切に実施し、当社及び当社子会社の業務が、法令、定款に準拠して適切に実施されているかを定期的に監査し、経営の健全性及び効率性の向上を図る。

② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i. 当社は、取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務執行に関する情報（文書または電磁的記録）について、法令及び「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- ii. 当社は、「情報セキュリティ基本方針」を定め、これに従って情報セキュリティの向上に努める。
- iii. 個人情報に関しては、「個人情報保護方針」に従って保有する個人情報の適切な取扱い、保存及び管理を行う。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社の業務遂行に伴うリスクについては、当社グループ全体の「リスク管理基本規程」を定め、当社グループに関わるリスクの識別、分析、評価に基づき適切な対応を行う。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 当社は、原則として月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行の重要事項に関する決議を行う。
- ii. 当社は、各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を「組織・業務分掌・職務分掌及び職務権限規程」により明確化し、業務の組織的かつ能率的な運営を図る。また、執行役員制度を導入し、経営の迅速化を図る。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む）

- i. 当社は、グループ経営における業務の適正かつ効率的運営を確保するため、「役職員行動規範」を定めているほか、当社子会社の経営意思決定にかかる重要事項については、稟議手続きを通じて当社に報告され、当社の取締役会において審議決裁が行われる。また、「内部通報に関する規程」を定め、当社及び当社子会社の役職員からの相談・通報の窓口を設ける。
- ii. 当社は、グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運営を図り、必要な是正を行う。また、当社子会社の経営基本事項に関する指導及び管理、その他重要事項の処理及び調整を行い、グループとしての総合的な発展を図る。
- iii. 当社は、グループ連結予算に基づく業績管理により、子会社の業務執行の状況を適切に把握、管理する。
- iv. 当社は、グループの反社会的勢力排除に向けた基本方針として、「反社会的勢力対策規程」を定め、周知徹底を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の設置について、監査役から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役の指示した業務については、必要な情報の収集権限を有し、監査役以外の者からの指揮命令は受けない。
- ii. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役会の同意を要する。

⑧ 監査役への報告に関する体制

- i. 当社の取締役及び業務執行を担当する執行役員は、監査役の出席する取締役会・経営会議等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ii. 当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実について、発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対し報告を行う。
- iii. 当社及び当社子会社の内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報状況について、定期的に当社監査役に対して報告を行う。

⑨ 監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前項に従い当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

⑩ 監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が当社に対してその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- i. 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役職務の執行の環境の整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ii. 当社は、監査役会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、または、必要に応じて専門弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。

(体制の運用状況の概要)

内部統制につきましては、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを定期的を実施し、取締役会がその内容を確認しております。

業務の適正を確保するための体制の運用につきましては、コンプライアンスの徹底、監査役への報告に関する体制強化の観点から、取締役、監査役及び全ての従業員が必要な情報を共有するとともに、重要なリスクについて経営のマネジメントサイクルの中で統制し、リスクの低減を図っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流動資産	6,918,176
現金及び預金	1,610,291
受取手形及び売掛金	3,129,199
未成業務支出金	2,053,387
販売用不動産	5,634
繰延税金資産	53,257
その他	78,829
貸倒引当金	△12,424
固定資産	4,434,635
有形固定資産	2,782,627
建物及び構築物	723,641
機械装置及び運搬具	375,815
土地	1,531,326
その他	106,901
建設仮勘定	44,943
無形固定資産	51,826
ソフトウェア	50,926
その他	900
投資その他の資産	1,600,181
投資有価証券	1,153,705
長期保証金	282,034
破産更生債権等	106,434
繰延税金資産	108,523
その他	17,721
貸倒引当金	△68,237
資産合計	11,352,811

科 目	金 額
負 債 の 部	
流動負債	3,523,169
買掛金	816,185
1年内返済予定の長期借入金	346,040
未払法人税等	84,110
未成業務受入金	1,511,171
賞与引当金	44,497
受注損失引当金	1,201
株主優待引当金	24,388
資産除去債務	8,806
その他	686,768
固定負債	879,301
長期借入金	312,470
繰延税金負債	35,615
退職給付に係る負債	511,748
資産除去債務	15,147
その他	4,319
負債合計	4,402,471
純 資 産 の 部	
株主資本	6,775,704
資本金	2,131,733
資本剰余金	1,084,292
利益剰余金	3,947,245
自己株式	△387,566
その他の包括利益累計額	76,947
その他有価証券評価差額金	305,826
為替換算調整勘定	6,980
退職給付に係る調整累計額	△235,858
新株予約権	97,689
純資産合計	6,950,340
負債純資産合計	11,352,811

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年6月1日から平成30年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		16,086,336
売上原価		12,360,844
売上総利益		3,725,491
販売費及び一般管理費		2,651,771
営業利益		1,073,719
営業外収益		
受取利息	359	
受取配当金	26,851	
受取保険配当金	9,427	
有価証券売却益	6,074	
受取品貸料	1,777	
その他	21,867	66,357
営業外費用		
支払利息	15,027	
社債利息	250	
社債発行費償却	1,462	
支払保証料	2,091	
その他	1,040	19,873
経常利益		1,120,204
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	4,613	
その他	982	5,595
税金等調整前当期純利益		1,114,608
法人税、住民税及び事業税	229,402	
法人税等調整額	140,318	369,721
当期純利益		744,887
親会社株主に帰属する当期純利益		744,887

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年6月1日から平成30年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,131,733	1,082,725	3,415,763	△242,312	6,387,910
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△213,405		△213,405
親会社株主に帰属する 当期純利益			744,887		744,887
自己株式の取得				△149,988	△149,988
自己株式の処分		1,566		4,734	6,301
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	1,566	531,481	△145,253	387,794
当期末残高	2,131,733	1,084,292	3,947,245	△387,566	6,775,704

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他 の価 差 額	有価 証券 の 額	為替 調整 額	退職 給付 準備 金	その他 の包括 利益 累計 額		
当期首残高	208,371		6,379	△224,231	△9,480	69,254	6,447,683
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△213,405
親会社株主に帰属する 当期純利益							744,887
自己株式の取得							△149,988
自己株式の処分							6,301
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	97,454		600	△11,626	86,427	28,435	114,862
連結会計年度中の変動額合計	97,454		600	△11,626	86,427	28,435	502,657
当期末残高	305,826		6,980	△235,858	76,947	97,689	6,950,340

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	4社
主要な連結子会社の名称	近畿都市整備(株) 日本都市整備(株) 東北都市整備(株) 大場城市環境設計咨询（瀋陽）有限公司
連結の範囲の変更	前連結会計年度において連結子会社でありました(株)おおぞみファームについては平成29年9月15日に清算終了したため連結の範囲から除いております。なお、清算終了時までの損益計算書については連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当する事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、国内連結子会社の決算日はすべて3月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を採用しております。

連結子会社のうち、大場城市環境設計咨询（瀋陽）有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を採用しております。

ただし、同決算日及び仮決算日から連結決算日5月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成業務支出金	主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
販売用不動産	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法によっております。

③ デリバティブ取引

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
建物（建物附属設備を除く） 定額法によっております。
連結子会社は定率法によっております。
建物（建物附属設備を除く） 定率法によっております。
以外の有形固定資産 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却しております。
- ② 無形固定資産 定額法によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ 長期前払費用 均等償却しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

- 社債発行費 償還までの期間にわたり定額法によって償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 受注損失引当金 受注契約に係る損失に備えて、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。
- ④ 株主優待引当金 株主優待制度に伴う支出に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付に係る負債の計上基準

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

主として工事完成基準を適用しております。なお、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用することとしております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、収益及び費用は、在外子会社の仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|---------------------------|---|
| ① ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | 変動金利の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップをヘッジ手段として用いております。 |
| ③ ヘッジ方針 | 資金調達活動における金利変動リスクの軽減を目的として、対応する借入金額を限度として取引を行う方針であります。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。 |
| ⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの | 資金調達取引のつど取締役会の承認を受け、取引の実行及び管理は財務経理部が行っており、必要のつど取締役会に報告することで行っております。 |

(9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- | | |
|-------------|--|
| ① 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。 |
| ② 支払利息の原価算入 | 事業規模が3億円以上で、かつ、開発期間が1年を超える不動産開発業務に係る支払利息は、開発期間中のものに限り、取得原価に算入しております。 |

〔表示方法の変更に係る注記〕

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「事業ソリューション業務支出金」（当連結会計年度は、111,068千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「流動資産」の「未成業務支出金」に含めて表示しております。

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「支払保証料」（前連結会計年度は、1,892千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

〔追加情報〕

（重要な資産の譲渡）

当社は、平成29年9月14日開催の当社取締役会において、以下のとおり、資産を譲渡することについて決議し、平成29年9月29日付で売買契約を締結いたしました。

(1) 譲渡の理由

当社は昭和44年（1969年）より東京都目黒区に事務所を構えて営業を行ってまいりましたが、築47年を迎え、ビルの老朽化が従来からの課題となっておりました。今般、当社の事業継続計画（BCP）の一環として本社・東京支店ビル土地建物及び隣接所在土地を譲渡することといたしました。

(2) 譲渡資産の内容

①青葉台四丁目所在土地（販売用不動産）

所在地	東京都目黒区青葉台四丁目554番1、他5筆
物件内容	土地595.96㎡
譲渡価額	2,050百万円
帳簿価額	1,784百万円
譲渡益	230百万円
現況	貸駐車場

②本社・東京支店ビル土地建物（事業用不動産）

所在地	東京都目黒区青葉台四丁目551番2、他6筆
物件内容	土地918.25㎡、建物6,083.94㎡
譲渡価額	2,250百万円
帳簿価額	784百万円
譲渡益（注）	1,402百万円（見込額）
現況	事務所

（注）譲渡益は、諸費用を控除した見込額です。

(3) 譲渡先の概要

名称	株式会社サンケイビル
所在地	東京都千代田区大手町一丁目7番2号
当社との関係	資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者として記載すべき事項はありません。

(4) 譲渡の日程

取締役会決議日	平成29年9月14日
契約締結日	平成29年9月29日
物件引渡期日	平成30年5月 ①青葉台四丁目所在土地（販売用不動産） 平成30年12月（予定） ②本社・東京支店ビル土地建物（事業用不動産）

(5) 損益に与える影響

当該資産のうち、①青葉台四丁目所在土地（販売用不動産）の譲渡に伴い、平成30年5月期において、売上高2,050百万円及び営業利益230百万円を計上いたしました。

また、②本社・東京支店ビル土地建物（事業用不動産）の譲渡に伴い、平成31年5月期において、固定資産売却益1,402百万円を特別利益として計上する予定であります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

有形固定資産の減価償却累計額

2,705,192千円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末株式数 (千株)
発行済株式 普通株式	18,602	—	—	18,602
自己株式 普通株式 (注) 1,2	818	260	16	1,063

(注) 1. 自己株式の普通株式の増加260千株は、取締役会決議による取得による増加260千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

2. 自己株式の普通株式の減少16千株は、取締役の新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	97,689
合計	—	—	—	—	—	—	97,689

3. 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

	平成23年8月25日 定時株主総会決議分 2011年度新株予約権	平成23年8月25日 定時株主総会決議分 2012年度新株予約権	平成23年8月25日 定時株主総会決議分 2013年度新株予約権	平成23年8月25日 定時株主総会決議分 2014年度新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	11,000株	8,000株	44,000株	52,000株
新株予約権の残高	11個	8個	44個	52個

	平成23年8月25日 定時株主総会決議分 2015年度新株予約権	平成23年8月25日 定時株主総会決議分 2016年度新株予約権	平成23年8月25日 定時株主総会決議分 2017年度新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	33,000株	65,000株	80,000株
新株予約権の残高	33個	65個	80個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年 8月24日 定時株主総会	普通株式	213,405	12.0	平成29年 5月31日	平成29年 8月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

次のとおり決議を予定しております。

(予定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年 8月28日 定時株主総会	普通株式	210,466	利益剰余金	12.0	平成30年 5月31日	平成30年 8月29日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については余裕資金の範囲内に限定し、また、資金調達については銀行借入及び無担保社債の発行によっております。デリバティブは、投機的な目的で取引を行わない方針で主に借入金の金利変動リスクを回避するために利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権（受取手形及び売掛金）は、顧客の信用リスクに晒されており、外貨建営業債権は為替変動リスクに晒されております。当社グループは与信管理をすべて社長決裁としており、取引先の信用状況をすべて本社で把握する体制をとっております。投資有価証券のほとんどが株式であり、市場の価格変動リスクに晒されております。投資有価証券の運用は、「有価証券の運用及び売買損益の会計処理に関する内規」に従い限定的なリスクの範囲内で行っております。上場株式については、毎月時価の把握を行っております。

営業債務（買掛金）は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日です。資金調達は当社が行っており、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり長期借入金と社債発行は主に設備投資にかかった調達資金の借替えです。長期借入金の一部について、支払利息の変動リスクを回避する目的で、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を行っております。金利スワップ取引は期日前返済を行う場合に市場金利の変動によるリスクに晒されます。なお、金利スワップ取引の契約先はいずれも信用度の高い国内の金融機関であるために、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。なお、社内規定に基づき厳格に取引及びリスク管理の運営を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年5月31日現在（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,610,291	1,610,291	－
(2) 受取手形及び売掛金	3,129,199		
貸倒引当金（△）	△12,424		
差 引	3,116,774	3,116,774	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	995,255	995,255	－
(4) 破産更生債権等	106,434		
貸倒引当金（△）	△68,237		
差 引	38,196	38,196	－
(5) 買掛金	816,185	816,185	－
(6) 未払法人税等	84,110	84,110	－
(7) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	658,510	659,039	529

（注）1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ただし、契約当初より回収が長期にわたる予定のものについては信用リスクを加味した利子率にて割り引いた現在価値によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 破産更生債権等

破産更生債権については、回収可能価額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は期末における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5) 買掛金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 投資有価証券のうち、非上場株式158,450千円については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上記に含めておりません。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1 株当たり純資産額	390円71銭
1 株当たり当期純利益	42円05銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当する事項はありません。

〔その他の注記〕

該当する事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (平成30年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流動資産	6,530,053
現金及び預金	1,445,901
受取手形	22,989
売掛金	2,987,364
未成業務支出金	1,980,732
販売用不動産	5,634
前払費用	54,250
繰延税金資産	33,350
その他	12,254
貸倒引当金	△12,424
固定資産	4,454,898
有形固定資産	2,746,680
建物	717,870
機械及び装置	375,549
車両運搬具	266
工具・器具及び備品	91,725
土地	1,516,326
建設仮勘定	44,943
無形固定資産	40,341
のれん	2,222
ソフトウェア	37,275
その他	844
投資その他の資産	1,667,876
投資有価証券	1,153,705
関係会社株式	192,389
破産更生債権等	104,742
長期前払費用	4,329
長期保証金	265,862
役員及び従業員保険掛金	10,437
その他	2,953
貸倒引当金	△66,545
資産合計	10,984,952

科 目	金 額
負 債 の 部	
流動負債	3,391,489
買掛金	761,755
1年内返済予定の長期借入金	346,040
未払金	166,673
未払費用	163,763
未払法人税等	81,613
未払事業所税	9,666
未成業務受入金	1,467,126
前受金	225,000
預り金	88,661
未払消費税等	2,468
賞与引当金	39,335
受注損失引当金	1,201
株主優待引当金	24,388
資産除去債務	8,806
その他	4,988
固定負債	522,381
長期借入金	312,470
退職給付引当金	160,806
資産除去債務	10,601
繰延税金負債	35,615
その他	2,887
負債合計	3,913,871
純 資 産 の 部	
株主資本	6,667,565
資本金	2,131,733
資本剰余金	1,084,292
資本準備金	532,933
その他資本剰余金	551,358
利益剰余金	3,839,107
その他利益剰余金	3,839,107
別途積立金	800,000
特別償却準備金	172,126
繰越利益剰余金	2,866,980
自己株式	△387,566
評価・換算差額等	305,826
その他有価証券評価差額金	305,826
新株予約権	97,689
純資産合計	7,071,080
負債純資産合計	10,984,952

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成29年6月1日から平成30年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		15,496,242
売上原価		11,972,347
売上総利益		3,523,895
販売費及び一般管理費		2,451,715
営業利益		1,072,179
営業外収益		
受取利息	2,316	
受取配当金	32,851	
受取保険配当金	9,229	
有価証券売却益	6,074	
受取品貸料	1,777	
貸倒引当金戻入額	12,380	
その他	20,886	85,515
営業外費用		
支払利息	14,941	
社債利息	250	
社債発行費償却	1,462	
支払保証料	2,091	
為替差損	117	
その他	335	19,199
経常利益		1,138,496
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	4,613	
関係会社株式評価損	12,885	17,498
税引前当期純利益		1,120,998
法人税、住民税及び事業税	221,991	
法人税等調整額	146,078	368,070
当期純利益		752,927

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年6月1日から平成30年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					別途積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,131,733	532,933	549,792	1,082,725	800,000	208,588	2,290,996	3,299,585
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△213,405	△213,405
当期純利益							752,927	752,927
自己株式の取得								
自己株式の処分			1,566	1,566				
特別償却準備金の取崩						△36,462	36,462	－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	1,566	1,566	－	△36,462	575,984	539,521
当期末残高	2,131,733	532,933	551,358	1,084,292	800,000	172,126	2,866,980	3,839,107

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△242,312	6,271,731	208,371	208,371	69,254	6,549,356
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△213,405				△213,405
当期純利益		752,927				752,927
自己株式の取得	△149,988	△149,988				△149,988
自己株式の処分	4,734	6,301				6,301
特別償却準備金の取崩		－				－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			97,454	97,454	28,435	125,889
事業年度中の変動額合計	△145,253	395,834	97,454	97,454	28,435	521,724
当期末残高	△387,566	6,667,565	305,826	305,826	97,689	7,071,080

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券 時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成業務支出金	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
販売用不動産	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(3) デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生 じる正味の債権（及び債務） の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
---	--------------

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）	定額法によっております。
建物（建物附属設備を除く） 以外の有形固定資産	定率法によっております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によって おります。 なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年均等償却して おります。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基
づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法によって償却してしております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒
懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上して
おります。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 受注損失引当金

受注契約に係る損失に備えて、当事業年度末における損失見込額を計上しております。

(5) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

主として工事完成基準を適用しております。なお、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用することとしております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

変動金利の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップをヘッジ手段として用いております。

(3) ヘッジ方針

資金調達活動における金利変動リスクの軽減を目的として、対応する借入金額を限度として取引を行う方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

資金調達取引のつど取締役会の承認を受け、取引の実行及び管理は財務経理部が行っており、必要のつど取締役会に報告することで行っております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(3) 支払利息の原価算入

事業規模が3億円以上で、かつ、開発期間が1年を超える不動産開発業務に係る支払利息は、開発期間中のものに限り、取得原価に算入しております。

〔表示方法の変更に係る注記〕

（貸借対照表）

前事業年度において、独立掲記しておりました「事業ソリューション業務支出金」（当事業年度は、111,068千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動資産」の「未成業務支出金」に含めて表示しております。

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「支払保証料」（前事業年度は、1,892千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

〔追加情報〕

（重要な資産の譲渡）

「連結計算書類 連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,666,059千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
(1) 短期金銭債権	15,598千円
(2) 短期金銭債務	85,686千円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	568,026千円
売上高	35,269千円
仕入高	522,838千円
営業費用	9,918千円
営業取引以外の取引による取引高	8,773千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 （千株）	当事業年度増加株式数 （千株）	当事業年度減少株式数 （千株）	当事業年度末株式数 （千株）
自己株式				
普通株式（注）1,2	818	260	16	1,063

- （注） 1. 自己株式の普通株式の増加260千株は、取締役会決議による取得による増加260千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
2. 自己株式の普通株式の減少16千株は、取締役の新株予約権の権利行使によるものであります。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金損金算入限度超過額	24,180千円
退職給付引当金	49,239
退職給付信託設定額	113,621
未払事業税	9,643
未払事業所税	2,911
投資有価証券評価減損	32,308
投資有価証券売却益	3,914
販売用不動産評価減損	2,210
減損損失	122,145
資産除去債務	8,296
その他	59,145
繰延税金資産小計	427,617
評価性引当額	△179,092
繰延税金資産合計	248,524

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	96,347千円
退職給付信託設定益	76,328
資産除去債務に対応する除去費用	1,292
特別償却準備金	75,965
未収受取配当金	855
繰延税金負債合計	250,790
繰延税金負債の純額	2,265千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率との差異の原因別内訳

法定実効税率	30.86%
(調整)	
住民税均等割額	3.93
受取配当金益金不算入	△0.57
交際費等	1.46
役員賞与引当金損金不算入	0.18
寄附金損金不算入	0.06
評価性引当額の増減	△1.55
税額控除	△1.30
その他	△0.23
税効果会計適用後の法人税等負担率	32.83

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社等

属 性	会社等 の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	日本都市整備(株)	(所有) 直接 100.0%	業務委託 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収	200,000 200,000	—	—

(注) 貸付利息については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1 株当たり純資産額	397円60銭
1 株当たり当期純利益	42円50銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当する事項はありません。

〔その他の注記〕

該当する事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年7月24日

株式会社オオバ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	小 林 昭 夫 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	池之上 孝 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オオバの平成29年6月1日から平成30年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オオバ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年7月24日

株式会社オオバ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	小 林 昭 夫 ⑨
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	池之上 孝 幸 ⑨

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オオバの平成29年6月1日から平成30年5月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年6月1日から平成30年5月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年7月25日

株式会社オオバ 監査役会

常勤監査役	高橋正仁	印
社外監査役	川合正	印
社外監査役	伊禮竜之助	印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金処分ににつきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、中長期的な企業価値の向上と株主の皆様への利益還元のバランスの最適化を経営の最重要課題の一つとして位置付けていますが、株主重視の姿勢を更に明確にし、配当額の業績連動性を高めるため、配当性向を目安とする配当方針としております。

この考え方に基づき、第84期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、普通配当1株につき12円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は210,466,428円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年8月29日といたしたいと存じます。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、昭和44年（1969年）より東京都目黒区に事務所を構え営業を行ってまいりましたが、ビルの老朽化が従来からの課題となっておりました。当社の事業継続計画（BCP）の一環として、また取引先へのアクセス向上及び業務効率の向上を目的として、事務所を売却し（平成29年（2017年）9月29日売買契約締結）、本店を移転することといたしました。

本店移転に伴い、定款の本店所在地を東京都目黒区から東京都千代田区に変更するものであります。なお、本変更については、平成30年（2018年）11月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設け、さらに当該附則は本店移転の効力発生日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。 （新 設）	（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。 附 則 第3条（本店の所在地）の変更は、平成30年11月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、当該本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

第3号議案

取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名全員が任期満了となります。

つきましては、再任取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
1	つじもと しげる 辻本 茂 (昭和30年12月10日生)	昭和54年 3月 海外石油開発㈱入社 昭和62年11月 三井信託銀行㈱（現、三井住友信託銀行㈱）入社 平成 2年 2月 同社 ロサンゼルス支店 平成 6年10月 同社 ニューヨーク支店 平成12年10月 同社 大阪支店営業第一部次長 平成15年 3月 当社 常任顧問 平成17年 7月 執行役員 財務部長 兼 プロジェクト開発部長 平成18年 6月 取締役 執行役員 財務部長 兼 プロジェクト開発部長 平成22年 6月 常務取締役 常務執行役員 財務・計画・事業ソリューション部門担当 兼 営業本部長 平成25年 8月 代表取締役社長 平成28年 6月 代表取締役 社長執行役員 ＣＥＯ（現任） 選任理由・求める役割 現在、当社の代表取締役社長執行役員ＣＥＯとして当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者としたものであります。	235,352株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
2	まつだ ひでお 松田 秀夫 (昭和30年12月31日生)	昭和53年 4月 建設省入省（現、国土交通省） 昭和63年 4月 在タイ日本国大使館一等書記官 平成 5年 7月 出雲市助役 平成15年 4月 静岡市助役 平成18年 7月 国土交通省都市・地域整備局市街地整備課長 平成20年 6月 京都大学客員教授 兼任 平成21年 7月 国土交通省中国地方整備局副局長 平成23年 7月 独立行政法人都市再生機構理事 平成25年 7月 独立行政法人都市再生機構復興支援統括役 平成27年11月 当社特別顧問 兼 東北都市整備(株)取締役 平成28年 8月 専務取締役執行役員ＣＣＥＯ 兼 東北都市整備(株)取締役 平成29年 5月 専務取締役執行役員ＣＣＥＯ 平成29年 8月 専務取締役執行役員ＣＣＥＯ 技術本部長 兼 システム開発事業部長（現任） 選任理由・求める役割 国土交通省、独立行政法人都市再生機構等において主要な役職を歴任し、組織を統治する十分な見識を有していることに加え、当社の主力分野である「まちづくり業務」に関する豊富な経験と高い見識を今後においても当社の経営に生かせると判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。	3,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
3	にしがき あつし 西垣 淳 (昭和36年9月30日生)	昭和59年 4月 (株)第一勧業銀行（現、(株)みずほ銀行） 入行 平成21年 1月 同行 高田馬場支店長 平成23年 7月 同行 丸の内中央支店丸の内中央第二部 部長 平成25年 2月 当社 常任顧問 平成25年 4月 常任顧問 兼 東北都市整備(株) 監査役、 (株)おおぞみファーム 監査役 平成25年 8月 取締役 常務執行役員 平成28年 5月 取締役 常務執行役員 総務・人事・計画・財務経理・コンプライアンス・新規事業部 門担当、子会社管掌 兼 企画本部長 兼 (株)おおぞみファーム 代 表取締役社長 兼 大場城市環境設計咨询（瀋陽）有限公司 監事 平成28年 6月 常務取締役 執行役員 C F O 総務・人事・計画・財務経理・コンプライアンス・新規事業部 門担当、子会社管掌 兼 企画本部長 兼 (株)おおぞみファーム 代 表取締役社長 兼 大場城市環境設計咨询（瀋陽）有限公司 監事 平成29年 4月 常務取締役 執行役員 C F O 総務・人事・計画・財務経理・コンプライアンス・新規事業部 門担当、子会社管掌 兼 企画本部長 兼 (株)おおぞみファーム 代 表清算人 兼 大場城市環境設計咨询（瀋陽）有限公司 監事 平成29年 6月 常務取締役 執行役員 C F O 総務・人事・財務経理・コンプライアンス担当、IT統括、子会 社管掌 兼 企画本部長 兼 (株)おおぞみファーム代表清算人 兼 大場城市環境設計咨询（瀋陽）有限公司 監事 平成29年 9月 常務取締役 執行役員 C F O 総務・人事・財務経理・コンプライアンス担当、IT統括、子会 社管掌 兼 企画本部長 兼 大場城市環境設計咨询（瀋陽）有限 公司 監事（現任） 選任理由・求める役割 現在、当社の常務取締役執行役員C F Oとして当社グループの経営を牽引し、 経営の重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしてお り、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者と したものであります。	15,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
4	しみず たけし 清水 雄 (昭和32年1月1日生)	昭和55年12月 当社入社 東京支店 土木設計部 平成18年 4月 東京支店 設計部長 平成22年 6月 執行役員 東京支店長 平成25年 6月 執行役員 営業本部長 兼 大場城市環境設計咨询（瀋陽）有限公司 董事長 平成26年 6月 常務執行役員 営業本部長 兼 営業本部海外業務室長 兼 事業ソリューション部長 兼 大場城市環境設計咨询（瀋陽）有限公司 董事長 平成28年 6月 上席執行役員 営業本部長 兼 営業本部海外業務室長 兼 日本都市整備㈱取締役 兼 大場城市環境設計咨询（瀋陽）有限公司 董事長 平成28年 8月 取締役執行役員 営業本部長 兼 営業本部海外業務室長 兼 日本都市整備㈱取締役 兼 大場城市環境設計咨询（瀋陽）有限公司 董事長 平成29年12月 取締役執行役員 営業本部長 兼 営業本部国際業務室長 兼 日本都市整備㈱取締役 兼 大場城市環境設計咨询（瀋陽）有限公司 董事長 平成30年 4月 取締役執行役員 営業本部長 兼 営業本部国際業務室長 兼 日本都市整備㈱取締役 兼 大場城市環境設計咨询（瀋陽）有限公司 代表清算人 平成30年 5月 取締役執行役員 営業本部長 兼 営業本部国際業務室長 兼 日本都市整備㈱取締役会長 兼 大場城市環境設計咨询（瀋陽）有限公司 代表清算人（現任） 選任理由・求める役割 現在、取締役執行役員営業本部長として当社の営業を牽引し、企業価値向上への多大な貢献が認められたことから、引き続き取締役候補者としたものであります。	22,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
5	なん き とおる 南木 通 (昭和28年3月14日生)	昭和50年 4月 大蔵省入省（現、財務省） 昭和55年 7月 諫早税務署長 平成 4年 7月 公正取引委員会事務局官房企画課長 平成 7年 6月 主計局主計官（運輸、郵政担当） 平成 9年 7月 北海道大学教授（法学部） 平成11年 7月 内閣官房内閣審議官（内閣内政審議室） 平成13年 7月 大臣官房会計課長 平成15年 7月 東海財務局長 平成17年 9月 東京税関長 平成21年 4月 独立行政法人国立印刷局 理事長 平成24年12月 弁護士登録 弁護士法人 杉井法律事務所入所（現任） 平成25年 6月 徳倉建設(株)社外監査役 平成26年 8月 当社社外取締役（現任） 平成27年 6月 徳倉建設(株)社外取締役（現任） 選任理由・求める役割 過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、財務省、大学教授等での豊富な経験と弁護士として幅広い知識を有しており、現在、当社の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
6	やまかわ ひであき 山川 秀明 （昭和37年7月26日生）	昭和61年 4月 三井不動産㈱入社 平成20年 4月 同社 東京ミッドタウン事業部事業グループ長 平成21年 4月 同社 広報部広報グループ長 平成24年 4月 同社 不動産ソリューションサービス本部 ソリューションサービス企画室長 平成29年 4月 同社 開発企画部長 兼 豊洲プロジェクト推進部長（現任） 平成29年 8月 当社 社外取締役（現任） 選任理由・求める役割 民間企業における豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営に対し様々なご意見をいただくことを期待して引き続き社外取締役候補者としたものであります。	0株

- （注） 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 南木通氏及び山川秀明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、南木通氏及び山川秀明氏を、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
4. 社外取締役である南木通氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 社外取締役である山川秀明氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・当社は、南木通氏及び山川秀明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。両氏の再任が承認可決された場合には、当社は両氏との間の上記契約を継続する予定であります。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

平成29年8月24日開催の第83回定時株主総会において補欠監査役に選任されました山口修氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされております。

つきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて監査業務の継続性を維持するため、監査役3名（高橋正仁氏、川合正氏、伊禮竜之助氏）全員の補欠として、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
やまぐち おさむ 山口 修 (昭和19年10月26日生)	昭和45年 9月 公認会計士登録 平成10年 8月 公認会計士 山口修事務所開設 平成10年12月 税理士 山口修事務所開設 平成13年 6月 当社 社外監査役 平成28年 8月 当社 社外監査役（退任） 選任理由 公認会計士及び税理士としての長年の識見と経験から、当社の社外監査役として適任であると判断し、補欠の社外監査役候補者としたものであります。	54,100株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山口修氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 山口修氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任した場合は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結する予定であります。
4. 山口修氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、東京証券取引所に届け出る予定であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ 毛

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場

セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム

〒150-8512 東京都渋谷区桜丘町26番1号 TEL 03 (3476) 3000

交通

- 東京メトロ 銀座線・半蔵門線・副都心線
- JR 山手線・埼京線
- 東急東横線・田園都市線
- 京王井の頭線

各「渋谷駅」より徒歩5分



※会場は地下2階「ボールルーム」となります。エレベーターにて会場まで直接お越しくださいますよう、お願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。